



JASDAQ

平成 24 年 4 月 16 日

各 位

千葉県柏市大津ヶ丘二丁目 8 番 5 号  
株式会社 ジェーソン  
代表取締役社長兼会長 太田 万三彦  
(コト番号:3080)

問い合わせ先：取締役経営企画室長 板谷 浩志  
電話番号：04-7193-0911 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 5 月 29 日開催予定の第 27 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、経営の重要事項をより公平な視点で決定していくため、社外取締役を選任する予定であります。これに伴い、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役の当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる文言を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 2 7 条 (条文省略)  (取締役の責任免除) 第 2 8 条 (条文省略) (2. 新 設)	第 1 条～第 2 7 条 (現行通り)  (取締役の責任免除) 第 2 8 条 (現行通り) 2. <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 2 9 条～第 3 6 条 (条文省略)  (監査役の責任免除) 第 3 7 条 (条文省略) (2. 新 設)	第 2 9 条～第 3 6 条 (現行通り)  (監査役の責任免除) 第 3 7 条 (現行通り) 2. <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
(以下、記載省略)	(以下、現行通り)

3. 変更予定日

定款変更のための株主総会開催日	平成24年5月29日 (火)
定款変更の効力発生日	平成24年5月29日 (火)

以 上